

「児童生徒性暴力等に関する公表ガイドラインの運用方針」の 改正案について

教育政策課

1 概要

教職員による非違行為事案については、「教職員の非違行為に係る公表ガイドライン」に基づき公表を行っているが、自校の児童・生徒へのわいせつな行為の事案については、「公表の内容により被害者等が特定される可能性があり、被害者等の権利・利益を保護する必要があると認められる場合は、教育委員会は公表に際して適切な措置を取る」必要があるため、「児童・生徒へのわいせつな行為に関する公表ガイドラインの運用方針」（平成31年4月19日）（以下「運用方針」という。）により公表内容の例外を定めているところ。

令和4年9月13日付けの「懲戒処分等の指針」（以下「指針」という。）の一部改正により、「児童・生徒に対するわいせつな行為」を「児童生徒性暴力等」と再定義したことを受けて、従来の運用方針の改正を行う。

2 改正内容

(1) 基本的な考え方

運用方針で定める公表内容が従来どおりとなるよう、指針の改正にあわせ、「わいせつな行為等」を「児童生徒性暴力等」とするなどの改正を行う。

(2) 具体的な改正箇所（詳細は新旧対照表のとおり）

- ① 「自校」の児童生徒が被害者の場合に適用することを明示
- ② 行為の具体的内容の公表にあっては、「児童生徒性暴力等の定義にある行為のいずれか」と公表することを原則とするが、指針「第3 1 (6)に該当する行為（児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事）」については、公表資料に「性的羞恥心を害する言動」と記載

3 適用日

令和5年9月14日以降に処分等を行う事案から適用する。

新旧対照表

○児童生徒性暴力等に関する公表ガイドラインの運用方針について

改正案				現行			
児童生徒性暴力等に関する公表ガイドラインの運用方針について				児童・生徒へのわいせつな行為に関する公表ガイドラインの運用方針について			
平成31年4月19日 改訂 令和 年 月 日 長野県教育委員会				平成31年4月19日 長野県教育委員会			
1 教職員の非違行為に係る公表ガイドラインの運用について (略)				1 教職員の非違行為に係る公表ガイドラインの運用について (略)			
○ 今後の対応について				○ 今後の対応について			
・ 今後、 <u>児童生徒性暴力等</u> が生じた場合には、本運用方針に基づき、事案ごとに検討委員会の意見を聴取した上で、公表内容を決定する。				・ 今後、 <u>児童・生徒へのわいせつな行為</u> が生じた場合には、本運用方針に基づき、事案ごとに検討委員会の意見を聴取した上で、公表内容を決定する。			
・ (略)				・ (略)			
2 (略)				2 (略)			
3 具体的な項目と公表事項について				3 具体的な項目と公表事項について			
<u>(1) 本運用指針の適用範囲</u>				<u>(新設)</u>			
本運用指針を適用する事案は、自校の児童・生徒に関するものに限る。							
<u>(2) 加害教職員に関すること</u>				<u>(1) 加害教職員に関すること</u>			
(略)				(略)			
<u>(3) 被害児童・生徒に関すること</u>				<u>(2) 被害児童・生徒に関すること</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	(略)	(略)	本運用指針の対象は、自校の児童・生徒に対するものと規定しているため。	3	(略)	(略)	児童・生徒に対するわいせつな行為は、自校の生徒に対するものとしているため。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5	(略)	児童生徒性暴力等があったかどうかの認識	児童生徒性暴力等があったかどうかの認識以外の被害者の心情は変わる可能性があり不確かであるとともに、被害者が事案を想起し心理的影響が生じる可能性があるため。[②該当]	5	(略)	わいせつな行為があったかどうかの認識	わいせつな行為があったかどうかの認識以外の被害者の心情は変わる可能性があり不確かであるとともに、被害者が事案を想起し心理的影響が生じる可能性があるため。[②該当]

改正案				現行			
(4) 加害教職員、被害児童・生徒に関すること				(3) 加害教職員、被害児童・生徒に関すること			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1	(略)	「懲戒処分等の指針 第3 1 <u>児童生徒性暴力等の定義にある行為のいずれか</u> 」と公表 ただし、第3 1 (6)に該当する行為については、「 <u>性的羞恥心を害する言動</u> 」と公表資料に記載	(略)	1	(略)	「懲戒処分等の指針 第3 1 <u>わいせつな行為の定義にある行為のいずれか</u> 」と公表	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) その他 公表資料に記載する「懲戒処分等の指針における該当標準例」については、3 (4) 「1 <u>行為の具体的内容</u> 」の公表事項に合わせ、懲戒処分等の指針 第3 1 (6)のみ「 <u>行為等の態様</u> 」の該当項を記載する。				(新設)			

児童生徒性暴力等に関する公表ガイドラインの運用方針について（案）

平成31年4月19日
改訂 令和 年 月 日
長野県教育委員会

1 教職員の非違行為に係る公表ガイドラインの運用について

第3 公表内容等

1 懲戒処分等後公表（3）公表内容の例外 2 懲戒処分前公表（3）公表内容の例外

ア 公表の内容により被害者等が特定される可能性があり、被害者等の権利・利益を保護する必要があると認められる場合は、教育委員会は公表に際して適切な措置を取るものとする。

○ 「適切な措置」の取扱いについて、わいせつ行為根絶検討委員会の議論に基づき、公表ガイドラインの運用方針を以下のとおり定める。

○ 今後の対応について

- ・ 今後、児童生徒性暴力等が生じた場合には、本運用方針に基づき、事案ごとに検討委員会の意見を聴取した上で、公表内容を決定する。
- ・ この運用方針は、検討委員会の意見を聴取した上で、必要に応じ随時見直しを行う。

2 公表内容の判断基準について

No.	基準内容
①	児童・生徒や保護者など被害者と面識のある者や地域社会の不特定多数の者が被害者を推知できる情報については非公表とする。
②	被害者が事案を想起することで強いストレスを受けたり、自らを責めたりするなどの心理的影響が生じる可能性がある情報については非公表とする。

3 具体的な項目と公表事項について

(1) 本運用指針の適用範囲

本運用指針を適用する事案は、自校の児童・生徒に関するものに限る。

(2) 加害教職員に関すること

No.	項目	公表事項	非公表の理由
1	学校名	学校名については非公表とし、特別支援学校は校種のみ、それ以外は校種と所属地区について公表する。 ただし、被害者の特定に繋がるおそれがある場合は、所属地区は非公表（事案ごとに判断）	学校名については、被害者の特定に繋がるおそれがあるため。〔①該当〕 特別支援学校の所属地区については、校数が少ないため。〔①該当〕 それ以外の学校の所属地区については、他の情報（年齢等）と照合することにより、児童・生徒や保護者など被害者と面識のある者や地域社会の不特定多数の者が加害者を推知し、被害者の特定に繋がるおそれがある場合があるため。〔①該当〕
2	氏名	非公表	被害者の特定に繋がるおそれがあるため。〔①該当〕
3	年齢	年代（例：20代）	年齢を公表すると、他の情報（年度中に教職員が退職すること等）と照合することにより、児童・生徒や保護者など被害者と面識のある者や地域社会の不特定多数の者が加害者を推知し、被害者の特定に繋がるおそれがある場合があるため。〔①該当〕
4	性別	男・女	〔①②非該当〕
5	職位	原則公表（例：校長、副校長、教頭、教諭、実習助手など） ただし、被害者の特定に繋がるおそれがある場合は非公表（事案ごとに判断）	他の情報（年齢等）と照合することにより、児童・生徒や保護者など被害者と面識のある者や地域社会の不特定多数の者が加害者を推知し、被害者の特定に繋がるおそれがある場合があるため。〔①該当〕

No.	項目	公表事項	非公表の理由
6	担任	校務分掌上、担任を持っているかどうかは公表 ただし、被害者の担任かどうかは非公表	被害者の担任と公表した場合、他の情報（年度中に担任が退職すること等）と照合することにより、児童・生徒や保護者など被害者と面識のある者や地域社会の不特定多数の者が加害者を推知し、被害者の特定に繋がるおそれがあるため。[①該当]
7	部活の顧問	校務分掌上、部活顧問を持っているかどうかは公表 ただし、部活名及び被害者の部活の顧問かどうかは非公表	部活名については、例えば、県立高校でチアリーディング部は1校のみであることから、学校が特定され、被害者の特定に繋がるおそれがあるため。[①該当] 被害者の部活の顧問かどうかはNo. 6と同じ。[①該当]
8	教員歴	非公表	他の情報（年齢等）と照合することにより、児童・生徒や保護者など被害者と面識のある者や地域社会の不特定多数の者が加害者を推知し、被害者の特定に繋がるおそれがあるため。[①該当]
9	家族構成	非公表	個人情報であるため。
10	行為の認否	認否	[①②非該当]
11	動機	動機（例：生徒が好きだったなど）	被害者の心理的影響が生じない範囲で公表[①②非該当]
12	反省の弁	反省（例：児童に申し訳なかったなど）	被害者の心理的影響が生じない範囲で公表[①②非該当]
13	勤務状況	発生時の勤務状況・勤務態度	[①②非該当]
14	過去の処分歴	懲戒処分の有無のみ	過去の案件と照合することにより、加害者が特定され、被害者の特定に繋がるおそれがあるため。[①該当]
15	退職金の支給状況	支給、不支給のみ	金額等は個人情報であるため。

(3) 被害児童・生徒に関するもの

No.	項目	公表事項	非公表の理由
1	性別	非公表 ただし、公表の是非については今後も検討を継続（非公表の理由とした懸念が回避されるかどうかを判断）	現状では被害者と加害者が同性の場合など公表すると興味本位に取り上げられ、被害者に心理的な影響があると考えられるため。[②該当]
2	年齢	非公表	他の情報（校種等）と照合することにより、児童・生徒や保護者など被害者と面識のある者や地域社会の不特定多数の者が、被害者を推知するおそれがあるため。[①該当]
3	被処分者との関係	自校	本運用指針の対象は、自校の児童・生徒に対するものと規定しているため。
4	学校への出席状況	出席状況は公表 ただし、出席していない場合の理由は非公表	被害者が出席していない場合は、他の情報（行為が行われた時期等）と照合することにより、児童・生徒や保護者など被害者と面識のある者や地域社会の不特定多数の者が、被害者を推知するおそれがあるため。[①該当]
5	被害者の心情	児童生徒性暴力等があったかどうかの認識	児童生徒性暴力等があったかどうかの認識以外の被害者の心情は変わる可能性があり不確かであるとともに、被害者が事案を想起し心理的影響が生じる可能性があるため。[②該当]

(4) 加害教職員、被害児童・生徒に関すること

No.	項目	公表事項	非公表の理由
1	行為の具体的内容	「懲戒処分等の指針 第3 1 児童生徒性暴力等の定義 にある行為のいずれか」と公表 ただし、第3 1 (6)に該当 する行為については、「性的 羞恥心を害する言動」と公表 資料に記載	具体的な行為については、これを公表することにより、被害者が事案を想起し心理的影響が生じる可能性があるため。 [②該当]
2	行為が行われた時期	大雑把に期間(○～○月)を 公表し、具体的時期は非公表	具体的な時期については、これを公表することにより、加害者・被害者が特定されるおそれや、被害者が事案を想起し心理的影響を生じる可能性があるため。[①②該当]
3	行為の場所	「校外」又は「校内」と公 表	行為の具体的な場所については、これを公表することにより、被害者が事案を想起し心理的影響が生じる可能性があるため。[②該当]
4	行為の回数	「1回」又は「複数回」と公 表	具体的な回数については、これを公表することにより、被害者が事案を想起し心理的影響が生じる可能性があるため。 [②該当]
5	被害者の人数	人数	[①②非該当]

(5) その他

公表資料に記載する「懲戒処分等の指針における該当標準例」については、3(4)「1 行為の具体的内容」の公表事項に合わせ、懲戒処分等の指針 第3 1 (6)のみ「行為等の態様」の該当項を記載する。